特定非営利活動法人
ハングル能力検定協会

定　款

2018年　12月

2018年12月改訂

特定非営利活動法人
ハングル能力検定協会定款

第1章　総　則

（名称）

第1条　この法人は、特定非営利活動法人ハングル能力検定協会という。

（事務所）

第2条　この法人は、事務所を東京都千代田区に置く。

（目的）

第3条　この法人は、韓国・朝鮮語学習者等の学習意欲の向上を図るための支援、韓国・朝鮮文化の理解を深めるための人材の養成、調査研究等を行うことにより韓国・朝鮮文化の理解を深め、国際交流に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動。

（事業の種類）

第5条　この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動にかかる事業として次の事業を行う。

(1)　韓国・朝鮮語学習者の段階別能力検定試験を実施し、能力のレベルを認定するとともに検定試験を通じた韓国・朝鮮語の普及。
(2)　韓国・朝鮮文化の理解を深めるための人材の養成。
(3)　韓国・朝鮮文化に関する啓蒙及び調査研究。
(4)　韓国・朝鮮語学習を通じた国際交流の振興。
(5)　韓国・朝鮮語学習及び関連分野の出版物などの刊行。
(6)　韓国・朝鮮語講座の開設。
(7)　韓国・朝鮮語に関する情報提供、普及宣伝。
(8)　韓国・朝鮮語の語学研修及び語学研修旅行。
(9)　韓国・朝鮮語の統一言語発展のための支援活動

第２章　　会　員

（種別）

第６条　この法人の会員は次の２種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

（1）　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

（2）　賛助会員　この法人の目的に賛同して、可能な範囲で協力することを約して入会した個人及び団体

（入会）

第７条　会員として入会しようとするものは理事会の議決を経て、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

２　理事長は前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨、通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（資格喪失）

第９条　会員が次の各号のひとつに該当する場合には、その資格を喪失する。

（1）　退会届の提出をしたとき。

（2）　本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。

（3）　継続して会費を滞納したとき。

（4）　除名されたとき。

（退会）

第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次の各号のひとつに該当する場合には、総会の決議より、これを除名することができる。

（1）　この定款に違反したとき。

（2）　この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

2　　前項の規程により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（入会金及び会費の不返還）

第12条　既に納入した入会金、会費は、返還しない。

第3章　役　員

（種別及び定数）

第13条　この法人に、役員を置く。

(1)　理事　6名以上12名以内

(2)　監事　2名

2　理事のうち1人を理事長、1人を専務理事とする。

（選任等）

第14条　理事及び監事は、総会において選任する。

2　理事長及び専務理事は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三等親以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三等親以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4　法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。

5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）

第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前号2の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合にはこれを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集するこ

と。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事会に出席して理事に意見を述べることができる。

（任期等）

第１６条　役員の任期は２年とする。ただし再任は妨げない。

2　第１項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

3　補欠のため，又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又 は現任者の任期の残余期間とする。

4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第 17 条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第 18 条　役員が次の各号のひとつに該当する場合には、総会の議決によりこれを解任することができる。

(1)　年齢が 70 歳に達した後に行われる通常総会にて解任する。

(2)　心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(3)　職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第 19 条　役員はその総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用弁償することができる。

3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４章　会　議

（種別）

第 20 条　この法人の会議は、総会及び理事会とする。

2　総会は通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第 21 条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の機能）

第 22 条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更

(2)　解散及び合併

(3)　事業計画及び予算並びにその変更

(4)　事業報告及び決算

(5)　役員の選任又は解任、職務及び報酬

(6)　入会金及び会費の額

(7)　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 46 条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8)　事務局の組織及び運営

(9)　その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第 23 条　通常総会は、毎年 1 回開催する。

2　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。

(2)　正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により召集の請求があったとき。

(3)　監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて召集するとき。

（総会の招集）

第 24 条　総会は前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が召集する。

2　理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書により、開催日の少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第 25 条　総会の議長は、その総会に参加した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第 26 条　総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第 27 条　総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほかに、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

（総会での表決権等）

第 28 条　各会員の表決権は平等なものとする。

2　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することが出来る。

3　前項の規定より表決した正会員は、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第 29 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名、捺印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第 30 条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第 31 条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他、総会に議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)　理事長が必要と認めたとき。

(2)　理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により召集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第33条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は前条第2号の場合には、その日から14日以内に理事会を召集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、開催の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第34条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）

第35条　理事会における議事事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第36条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第37条　理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事総数及び出席者数（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人2名が、記名、押印又は署名しなければならない。

第5章　資　産

（構成）
第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)　設立当初の財産目録に記載された財産
(2)　入会金及び会費
(3)　寄付金品
(4)　財産から生ずる収益
(5)　事業に伴う収益
(6)　その他の収益

（管理）
第39条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章　会　計

（会計の原則）
第40条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（事業年度）
第41条　この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

（事業計画及び予算）
第42条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第43条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2　　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更新）

第44条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て概定予算の追加又は更新をすることができる。

（事業報告及び決算）

第45条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録など決算に関する書類は毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　　決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の処置）

第46条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第47条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁認証を得なければならない。

2　　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第48条　この法人は次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能

(3)　正会員の欠乏

(4)　合併

(5)　破産手続開始の決定

(6)　所轄庁による設立の認証の取り消し

2　　前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総

数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（清算人選任）

第 49 条　この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

（残余財産の帰属）

第 50 条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、東京都に譲渡するものとする。

（合併）

第 51 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　公告の方法

第 52 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示を行うとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第９章　事務局

（事務局の設置）

第 53 条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2　事務局には、事務局長及び職員を置く。

（職員の任免）

第 54 条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第 55 条　事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、理事長がこれを定める。

第１０章　　雑　則

（細則）

第 56 条　　この定款の施行について必要な細則は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

付　則

1　　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　　この法人の設立当初の役員は別表のとおりとする。

3　　この法人の設立当初の役員の任期、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成 13 年 3 月 31 日とする。

4　　この法人の設立当初の事業年度は、第 41 条の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成 12 年 3 月 31 日とする。

5　　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6　　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（1）正会員　入会金　個人、法人会員　10,000 円
（2）正会員　年会費　個人会員　10,000 円、法人会員　50,000 円以上
（3）賛助会員　入会金　個人会員　5,000 円、法人会員　100,000 円以上
（4）賛助会員　年会費　個人会員　3,000 円、法人会員　50,000 円

付　則

この定款は、2018 年 12 月 11 日から施行する。

当協会の現行定款に相違ありません。

別　表　　設立当初の役員

理事長	鄭　武鎭
専務理事	鄭　元海
常務理事	金　美淑
理事	朴　東廉
理事	全　振龍
理事	朴　宰秀
理事	金　致洙
監事	飯島　惠一
監事	高　英毅